サイト利用料支払いに関する誓約書

この規定は太陽光 110 番ウェブサイト内、物件マッチングページ(「太陽光発電設備 売りたい！」ページ）を利用して太陽光発電設備の売買が成立した際に、当サイトの運営者である一般社団法人太陽光発電安全保安協会に対して、売却者、購入者が支払うべき「サイト利用料」について定めたものです。

この規定は売却希望者について別途定めた売却物件情報掲載規約　2 条　サイト登録料金　に記載した「サイト利用料」に準じています。

また、購入希望者については、商談申込書の提出をもって本誓約書に同意し、署名・捺印した本誓約書を一般社団法人太陽光発電安全保安協会に提出し、このことをもって売買契約が成立した時点でサイト利用料の支払い義務が発生することに同意するものとします。

なお、売却希望者と購入希望者は一般社団法人太陽光発電安全保安協会を仲介者として商談を進めることを原則とし、万一この関係性を無視し商談を進めた場合、売却者・購入者の別なく下表 5 に規定する違約金を課されることを免れることはできません。

〇サイト利用料率一覧

1．取引額が 3000 万円未満の場合
ＪＰＭＡ会員・・・取引額の１．５％

会員以外の資格者・・・取引額の２．５％
２．取引額が 3000 万円を超え 5000 万円未満の場合
ＪＰＭＡ会員・・・取引額の１．２％
会員以外の資格者・・・取引額の２％
３．取引額が 5000 万円を超える場合
ＪＰＭＡ会員・・・取引額の１％
会員以外の資格者・・・取引額の１．５％
４．その他ＪＰＭＡ会員・会員以外の資格者を除く一般利用者・・・一律３％
５．本規定に違反した場合の違約金・・・取引予定額の５０％

（取引額はすべて税抜きとする）

一般社団法人太陽光発電安全保安協会　御中

年　　月　　日

社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿